

長崎県後期高齢者医療はり、きゅう施術費の助成に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和6年11月13日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第10号

長崎県後期高齢者医療はり、きゅう施術費の助成に関する規則の一部を改正する
規則

長崎県後期高齢者医療はり、きゅう施術費の助成に関する規則（平成20年長崎県後
期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「被保険者証の提示を求め、その資格があることを確かめた後」を「高齢者
の医療の確保に関する法律第64条第3項に定める方法で資格を確認した後」へ改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。